

岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 県民生活や事業活動等を含めた県域全体から排出される温室効果ガス及び、県が行う事務及び事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図るため、岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）県民生活や事業活動等を含めた県域全体で達成すべき温室効果ガスの削減目標及びその進捗管理指標を定めること。
- （2）県が達成すべき温室効果ガスの削減目標、その進捗管理目標及び省資源の取組の目標を定めること。
- （3）第一号及び第二号の目標及び目標達成のための取組に係る計画（以下「実行計画」という。）を策定すること。
- （4）第一号及び第二号の目標達成状況及び実行計画に基づく取組の評価を行うこと。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に定める職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は推進本部を総括し、推進本部を代表する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

（本部員会議）

第5条 推進本部員会議は本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じて、関係本部員のみで構成する本部員会議を招集することができる。

3 本部長は、推進本部員会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（幹事会）

第6条 推進本部内に幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事長は、環境生活部次長（本部長が指定する者をいう。）をもって充てる。

3 幹事会の構成員は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（部会）

第7条 県の施設に係る温室効果ガス削減方法について協議するため、幹事会に部会を置く。

2 部会は、別表第3に掲げる職にある者をもって充て、必要に応じてその他の者に出席を求めることができるものとする。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、環境生活部環境管理課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年11月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事（本部長）
副知事（副本部長）
秘書広報統括監
総務部長
清流の国推進部長
危機管理部長
環境生活部長
県民文化局長
健康福祉部長
子ども・女性局長
商工労働部長
観光国際局長
農政部長
林政部長
県土整備部長
都市建築部長
都市公園整備局長
会計管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第6条関係）

環境生活部次長（幹事長）
秘書課長
財政課長
清流の国づくり政策課長
危機管理政策課長
環境生活政策課長
文化創造課長
健康福祉政策課長
男女共同参画・女性の活躍推進課長
商工政策課長
観光企画課長
農政課長
林政課長
建設政策課長
都市政策課長
都市公園課長
出納管理課長
教育総務課長
警察本部会計課長

別表第3（第7条関係）

環境管理課長（部会長）

財政課長

管財課長

文化創造課長

新産業・エネルギー振興課長

下水道課長

公共建築課長

水道企業課長

教育総務課長

教育財務課長

警察本部会計課長

警察本部装備施設課長